

# 四條畷市情報セキュリティ基本方針

四條畷市・四條畷市教育委員会

## 第1条 目的

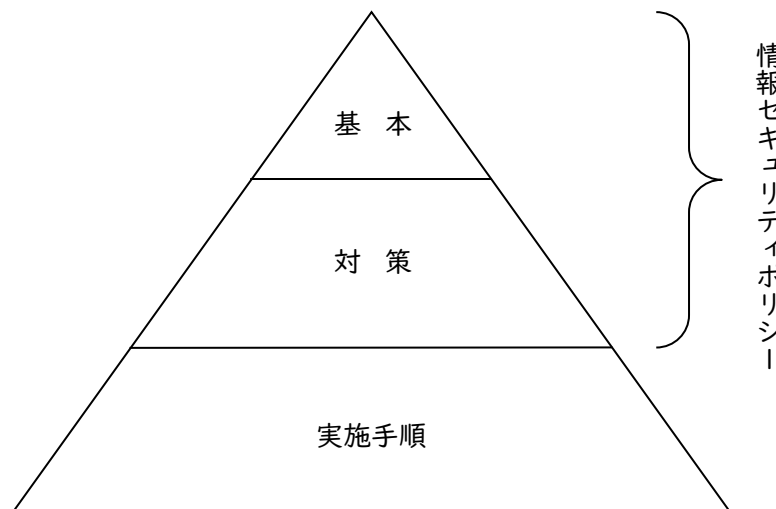
この情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項及び四條畷市電子計算機及び情報システム管理運用規程（平成15年規程第4号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、四條畷市（以下「市」という。）が保有する個人情報等の行政運営上重要な情報資産を種々の脅威から保護するため、情報資産を取り扱う職員が守るべき事項、職員の情報セキュリティ意識向上のための教育、情報資産へのアクセス制御等の技術的な対策等の基本的な考え方を定めるものであり、市における情報セキュリティ水準を維持、向上させることを目的とする。

## 第2条 構成

情報セキュリティポリシーについて、普遍性を備えた情報セキュリティ基本方針と、情報資産を取り巻く環境に依存する情報セキュリティ対策基準の2階層の構成とする。

また、情報セキュリティポリシーに従って作成される文書を実施手順とする。

文 書 名		内 容
情報セキュリティ ポリシー	情報セキュリティ 基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一 的かつ基本的な方針
	情報セキュリティ 対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行に 移すための、すべての情報システムに 共通な情報セキュリティ対策に関す る基準
情報セキュリティ実施手順		情報セキュリティ対策基準に基づく 情報資産の管理又は業務遂行に係る 手順



### 第3条 用語の定義

この基本方針において使用する用語の定義については次のとおりとする。

また、用語の定義に関しては情報セキュリティポリシー及びその他情報セキュリティに関する実施手順等に適用する。

#### (1) 情報

情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）並びに情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書をいう。

#### (2) 情報システム

電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。

#### (3) 情報資産

情報及び情報システム等の総称をいう。

#### (4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

機密性：許可された者だけが情報を利用できることをいう。

完全性：情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態をいう。

可用性：許可された者が必要なときに中断されることなく、情報を利用できることをいう。

#### (5) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェアを含む。）をいう。

### 第4条 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) サイバー攻撃をはじめとする部外者の侵入、不正アクセス、ウィルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計、開発の不備、プログラム上の欠陥、操作、設定ミス、メンテナンス不備、内部、外部監査機能、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模、広範囲にわたる疾病によるシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給、通信、水道供給の途絶等の提供サービスの障害からの波及等

### 第5条 行政機関等の範囲

この基本方針が適用される行政機関等は、内部部局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資

産評価審査委員会、監査委員、農業委員会、議会事務局、教育委員会及び市立小中学校とする。

## 第6条 情報資産の範囲

この基本方針の対象となる情報資産は、市が保有する情報資産とする。

## 第7条 職員等の遵守義務

第5条に規定される行政機関等の職員、非常勤職員及び臨時職員等（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

## 第8条 情報セキュリティ対策

市の情報資産をあらゆる脅威から守るため、次の事項を含む情報セキュリティ対策基準を定め、情報セキュリティの確保に最大限取り組むものとする。

また、職員等は、この基本方針の実施に責任を負うとともに、その目的を十分理解し達成するため、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、この基本方針及び関連する法令を尊重かつ遵守し、行動しなければならない。

### （1）組織体制

情報セキュリティを確保するため第4条の脅威から情報資産を保護し、市全体として情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を定める。

### （2）情報資産の分類及び管理

情報資産を安全に管理及び保護するため、情報資産の管理方法を定める。

また、情報システムで取り扱う情報のうち、重要な情報を重点管理する考え方から、その重要性に応じた情報の分類の定義並びに情報の管理責任及び管理方法を定める。

### （3）物理的セキュリティ

情報システムの設置場所への不正な立ち入り、情報システムの損傷及び運用妨害から情報資産を保護するため、管理区域を設置する等の物理的な情報セキュリティ対策を定める。

### （4）人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項、またそのことに関する権限及び責任を定め、全ての職員等に対して情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、情報セキュリティへの意識の向上を図るための十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策を定める。

### （5）技術的セキュリティ

情報資産を外部及び内部からの不正アクセス等から保護するために、また、情報システムが外部への不正アクセス等のために悪用されることを防ぐために、情報資産へのアクセス制御、不正プログラム対策、ネットワーク及び端末の管理等の必要な技術的対策を定める。

## (6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を定める。

## (7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、運用手順を定め、発信できる情報を規定し、利用するサービスごとの責任者を定める。

## (8) 評価及び見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

## 第9条 制定

情報セキュリティ基本方針は、四條畷市DX推進本部設置要綱第4条第3項の最高情報統括責任者がこれを定める。

## 第10条 情報セキュリティ対策基準・実施手順の策定

この基本方針に基づき、情報資産に係る情報セキュリティを確保するための情報セキュリティ対策基準及び実施手順を定める。

## 第11条 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、情報セキュリティポリシー等の見直しを行う。